

# オンラインによる出願の場合の注意事項

## ●国際調査機関として日本国特許庁(ISA/JP)を選択している場合の画面

先の調査 / Details of Earlier Search

注 1

国名(又は広域官庁) / Country(or regional Office) JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office(JPO)

日付 / Filing date 25. 3月 2019

出願番号 / Application number

ISA/JPの場合、以下の項目は入力出来ません。

1. 先の調査の結果の利用請求 (規則 4.12) / Request to use results of earlier search (Rule 4.12)

注 2

異なる言語で出願されたことを除き、この国際出願は先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である  
The application is the same, or substantially the same, as the application in respect of which the earlier search was applicable, that it is filed in a different language

書類及び方法で、入手可能であるため、出願人がRO又はISAに提出することを要求されない  
Documents are available to the ISA in a form and a manner acceptable to it, and therefore do not need to be submitted by the applicant to the RO, or to the ISA

先の調査結果の写し a copy of the results of the earlier search

先の出願の写し a copy of the earlier application

ISAが認める言語による先の出願の翻訳文 / a translation of the earlier application into a language which is accepted by the ISA

ISAが認める言語による先の調査結果の翻訳文  
a translation of the results of the earlier search into a language which is accepted by the ISA

先の調査結果に列記された文献の写し(知っている場合は、ISAが入手可能な文献名を記載した書類を添付すること)  
a copy of any document cited in the earlier search results (if known, please indicate the documents available to the ISA in the attached 'OTHER' document)

出願人は受理官庁に対し、先の調査の結果の写しを作成して国際調査機関へ送付することを請求する  
The applicant requests the RO to prepare and transmit to the ISA a copy of the earlier search results

2. 先の調査及び分類の結果の受理官庁による国際調査機関への送付(出願人が1の請求を行わない場合のみチェック可能)  
Transmission of the earlier search and classification results to the ISA by the RO where the applicant did not make a request under 1.

出願人は、受理官庁が先の調査の結果を国際調査機関へ送付しないことを請求する(国際出願が次の受理官庁へ出願された場合のみチェック可能:ドイツ、フィンランド及びスウェーデン) / The applicant requests that the RO does not transmit the results of the earlier search to the ISA (may only be checked where the international application is filed with following receiving offices:DE,FI and SE)

出願人は、受理官庁が先の調査及び分類の結果を国際調査機関へ送付することを承諾する  
The applicant authorizes the RO to transmit the results of the earlier search and classification to the ISA  
(先の出願番号がPCT国際出願番号以外の場合のみチェック可能)

出願人は、受理官庁が先の国際調査及び分類の結果を国際調査機関へ送付することを承諾する  
The applicant authorizes the RO to transmit the results of the earlier international search and classification to the ISA  
(先の出願番号がPCT国際出願番号の場合のみチェック可能)

OK キャンセル / Cancel

注 1：先の調査の結果を考慮することを請求する場合は、「国名（又は広域官庁名）」、「日付」、「出願番号」をご入力ください。

なお、項目 1.1 を使用した場合の調査手数料の払戻しの要件等については、「PCT 出願人の手引」(<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>) の各官庁の国際調査機関の欄（附属書D）をご参照ください。

注 2：国際調査機関として日本国特許庁(ISA/JP)を選択している場合、「1.先の調査の結果の利用請求（規則 4.12）」、「2.先の調査及び分類の結果の受理官庁による国際調査機関への送付」の項目は入力不要です。このため、これらの項目については入力も出来ません。

●国際調査機関として欧州特許庁 (ISA/EP)を選択している場合の画面

先の調査 / Details of Earlier Search

国名(又は広域官庁) / Country(or regional Office) JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office(JPO) 注 1

日付 / Filing date 25. 3月 2019 出願番号 / Application number

1. 先の調査の結果の利用請求 (規則 4.12) / Request to use results of earlier search (Rule 4.12)

異なる言語で出願されたことを除き、この国際出願は先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である  
This international application is the same, or substantially the same, as the application in respect of which the earlier search was carried out, except, where applicable, that it is filed in a different language

書類がISAが認める形式及び方法で、入手可能であるため、出願人がRO又はISAに書類を提出することを要求されない  
Documents are available to the ISA in a form and a manner acceptable to it, and therefore do not need to be submitted by the applicant to the RO, or to the ISA

先の調査結果の写し a copy of the results of the earlier search 注 2-1

先の出願の写し a copy of the earlier application

ISAが認める言語による先の出願の翻訳文 / a translation of the earlier application into a language which is accepted by the ISA

ISAが認める言語による先の調査結果の翻訳文  
a translation of the results of the earlier search into a language which is accepted by the ISA 注 2-2

先の調査結果に列記された文献の写し(知っている場合は、ISAが入手可能な文献名を記載した書類を添付) OTHER document)

出願人は受理官庁に対し、先の調査の結果の写しを作成して国際調査機関へ送付することを請求する  
The applicant requests the RO to prepare and transmit to the ISA a copy of the earlier search results

2. 先の調査及び分類の結果の受理官庁による国際調査機関への送付(出願人が1の請求を行わない場合のみチェック可能)  
Transmission of the earlier search and classification results to the ISA by the RO where the applicant did not make a request under 1.

出願人は、受理官庁が先の調査の結果を国際調査機関へ送付しないことを請求する(国際出願が次の受理官庁へ出願された場合のみチェック可能:ドイツ、フィンランド及びスウェーデン) / The applicant requests that the RO does not transmit the results of the earlier search to the ISA (may only be checked where the international application is filed with following receiving office)

出願人は、受理官庁が先の調査及び分類の結果を国際調査機関へ送付することを承諾する  
The applicant authorizes the RO to transmit the results of the earlier search and classification to the ISA  
(先の出願番号がPCT国際出願番号以外の場合のみチェック可能)

出願人は、受理官庁が先の国際調査及び分類の結果を国際調査機関へ送付することを承諾する  
The applicant authorizes the RO to transmit the results of the earlier international search and classification to the ISA  
(先の出願番号がPCT国際出願番号の場合のみチェック可能)

注 3

OK キャンセル / Cancel

注 1: 「1.先の調査の結果の利用請求」のとおり、先の調査の結果を考慮することを請求する場合は、「国名 (又は広域官庁名)」、「日付」、「出願番号」をご入力ください。

なお、項目 1.1 を使用した場合の調査手数料の払戻しの要件等については、「PCT 出願人の手引」(<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>) の各官庁の国際調査機関の欄 (附属書D) をご参照ください。

また、優先権主張している出願について「先の調査及び分類の結果の受理官庁による国際調査機関への送付」を希望する場合においても、注 1 の項目に送付を希望する優先権主張している出願の「国名 (又は広域官庁名)」、「日付」、「出願番号」をご入力ください (詳細は注 3 をご参照ください)。

注 2-1: 先の調査の結果等が J-PlatPat 等で公開されている場合は、「書類が ISA が認める形式及び方法で、入手可能であるため、出願人が RO 又は ISA に書類を提出することを要求されない」のチェックボックスのチェック及び、その直下にある書類(先の調査結果の写し、先の出願の写し等) のチェックボックス中、公開されている書類のチェックボックスをチェックしてください。

注 2-2: 先の調査の結果の写しを国際調査機関に送付することを希望し且つ、以下の全ての条件に該当する場合にのみ、「出願人は、受理官庁に対し、先の調査の結果の写しを作成して国際調査機関へ送付することを請求する」のチェックボックスをチェックしてください。

・ 先の調査の結果が日本国特許庁で作成されている。

- ・先の調査の結果が J-PlatPat 等で公開されていない。

なお、こちらにチェックを入れた場合は、先の調査の結果の写しの送付請求にかかる手数料として別途 1,700 円が必要となります。

注 3: 「1.先の調査の結果の利用請求」を行わない（前述の注 2-1 又は注 2-2 に該当しない）ものの、優先権主張している出願の調査及び分類の結果を国際調査機関へ送付することを希望するときに使用します。その場合、注 1 の項目に、送付を希望する優先権主張している出願の「国名（又は広域官庁名）」、「日付」、「出願番号」もご入力ください。なお、優先権主張している出願について、調査結果が作成されている必要があります。また、国内出願の場合は、特許査定又は拒絶理由通知が発送済み、国際出願の場合は、国際調査報告書が発送済みである必要があります。

さらに、送付を希望する出願が国内出願の場合、「出願人は、受理官庁が先の調査及び分類の結果を国際調査機関へ送付することを承諾」のチェックボックス、送付を希望する出願が国際出願の場合、「出願人は、受理官庁が先の国際調査及び分類の結果を国際調査機関へ送付することを承諾」のチェックボックスをチェックします。

なお、注 3 により先の調査及び分類の結果を国際調査機関へ送付しても**調査手数料の一部返還の対象になりません**のでご注意ください。

- 国際調査機関としてインド特許庁 (ISA/IN) 又はシンガポール知的財産庁 (ISA/SG) を選択する場合は、受理官庁までお問い合わせください。

特許庁 国際出願室 受理官庁 お問い合わせ先

電話 : 03-3581-1101 内線 2643 (開庁日の 9:00~18:00)

Email : PA1A31@jpo.go.jp